

## 内航海運分野における船舶管理業務に関するガイドラインの策定

内航海運代替建造対策検討会（座長＝竹内健蔵・東京女子大学現代教養学部教授）において、内航海運業が目指すべき中長期的な方向性や代替建造を加速させるための具体的な方策として「**内航海運における代替建造に向けた施策の方向性**」を策定。（23年3月）

内航海運の活性化のためには、頑張るオーナーを支援し、競争力を高めることが必要。

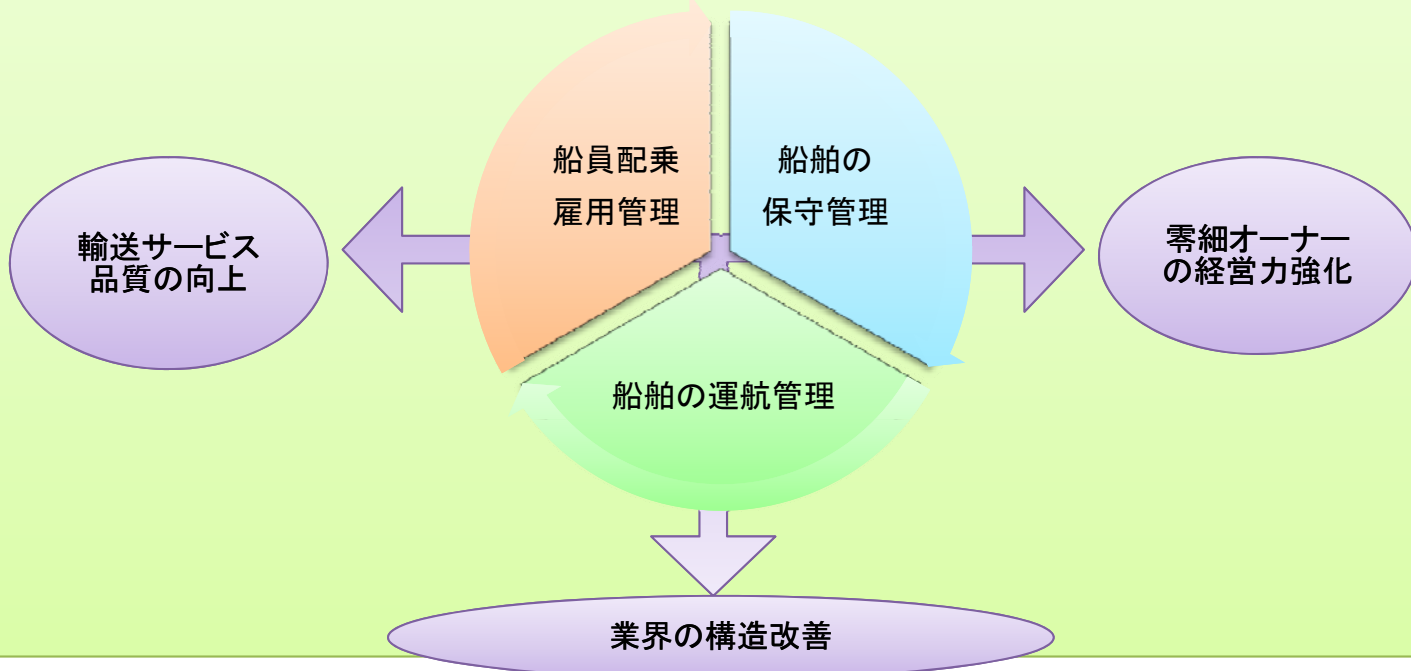
船舶管理会社の活用によるメリットを具体的に提示しつつ、グループ化、協業化を推進。

船舶管理者を養成するために、「**船舶管理に関するガイドライン**」を作成。

今後、船舶管理に従事する者を評価する仕組み等を検討。

「**船舶管理ガイドライン**」においては、国際安全管理規則（ISMコード）に適合した安全管理システム及び海上運送法に基づく安全管理規程など安全マネジメント態勢を整え、陸上・船上の組織、それぞれの業務、責任、権限及び相互関係を明らかにすると同時に、業務・作業手順を指針。

### <船舶管理会社の業務>



# 具体的内容で見た船舶管理ガイドラインとISMコードの比較

## 船舶管理ガイドライン

## ISMコード

### PDCAサイクル

- 内部監査の実施(1.5.2)
- 見直しの実施(1.5.3)
- 変更内容の周知徹底(1.5.4)
- 継続的な改善の実施(1.5.5)
- 文書管理(1.5.6)

- 内部監査手順の作成・実施
- 定期的な評価・見直し手順の明確化
- 文書管理手順の明確化

### 組織・ガバナンス 緊急対応

- 船舶管理責任者の任命(1.1.1)
- 船舶管理方針・船舶管理規程の策定(1.2.1,1.2.2)
- 役職と責任の明確化(1.2.3)
- 陸上要員の採用・教育及び配置(1.2.4)
- 組織内の円滑なコミュニケーションの確保(1.2.5)
- 事故等発生防止・重大事故対応(1.3.1,1.4.1)

- 安全及び環境方針の策定
- 管理責任者の任命
- 責任と権限の明確化
- 遵守すべき規則・考慮すべき指針等の明確化
- 会社内における報告体制の構築
- 緊急事態への対応

### 船員配乗 雇用管理

- 船員の採用・教育及び配乗(2.1.1)
- 船長の指名(2.1.2)
- 船員労働安全衛生基準の策定(2.1.3)

- 新たな要員に対する教育・訓練等の手順の作成
- 船長の能力の明確化
- 要員の責任と権限及び相互関係に関する明確な文書化
- 適切な免状・資格及び身体適正な船員配乗手順の作成

### 船舶の保守管理

- 管理船舶の堪航性の確認(3.1.1)
- 船舶保守管理計画の策定(3.1.2)

- 船毎の船体及び設備の保守のための手順の作成
- 船体及び設備の保守点検の定期的な実施
- 欠陥・故障などの原因の報告と適切な是正措置の実施
- 実施記録の維持

### 船舶の運航管理

- 運航実施基準の策定(4.1.1)
- 荷役当直要領・荷役作業安全確保要領の策定(4.1.2)
- 環境汚染防止基準の策定(4.1.3)

- 船長の責任と権限
- 船内業務計画の作成
- 船舶の安全な業務体制及び作業環境の確保